

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

少年課)

告 示

秋田県告示第九十六号

次の加入区について漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年二月十九日

戸賀加入区

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第九十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により平成十三年十一月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要を同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十四年二月十九日

秋田県知事 寺田典城

目 次

告 示

漁船損害等補償法による付保義務の発生(九六・水産漁港課)
飼料の試験の結果の概要の公表(九七・畜産課)

公 告

土地改良事業工事の完了の届出(北秋田総合農林事務所)
公安委員会規則
秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則(二・
栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要													
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	リン (%)	揮発性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	β消化率 (%)	DCP (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他検査	備 考
青森県八戸市 中部飼料(株) 戸工場	大曲市 藤久商店	エル中印肉乳牛用基礎飼料 テクノボツブ	13年10月	(以上)	(以上)	(以下)	(以下)	(以上)	(以上)								
		エル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤーク17	13年10月	(17.0)	(3.5)	(6.0)	(14.0)	(3.50)	(0.45)								
				17.6	7.0	2.7	12.7	3.70	0.59								
秋田市 北日本くみあい飼料(株) 秋田工場	湯沢市 JAこまち湯 統括支所	くみあい配合飼料 やまと70T	13年11月	(12.0)	(2.0)	(8.0)	(8.0)	(0.60)	(0.35)								
				14.3	3.7	6.9	6.4	2.63	0.72								

群馬県高崎市 株式会社飼料研究所 高崎工場		＜みあい配合飼料 強健 ハイミルク ロン＞	13年10月	(22.0) 22.7	(3.5) 7.0	(2.0) 1.0	(8.0) 6.3	(0.75) 0.94	(0.60) 0.76											
宮城県石巻市 北日本＜みあい 飼料株式会社 石巻工 場	矢島町 JA秋田しん せい 矢島資 材センター	＜みあい配合飼料 母子兼用秋田牛新 きずな	13年11月	(16.0) 16.6	(1.5) 2.8	(15.0) 7.4	(10.0) 6.8	(0.80) 1.05	(0.40) 0.56											
秋田市 北日本＜みあい 飼料株式会社 秋田工 場		＜みあい配合飼料 モーastroング 72フレーク	13年10月	(12.0) 12.9	(2.0) 4.0	(9.0) 5.2	(9.0) 5.3	(0.50) 0.74	(0.30) 0.64											
青森県八戸市 中部飼料株式会社 八 戸工場	平鹿町 北日本物産株式会社	ズル中印若令牛 育成用配合飼料 グロア-PF	13年11月	(14.0) 14.8	(2.0) 3.4	(13.0) 7.3	(10.0) 5.5	(0.60) 0.94	(0.40) 0.44											
		ズル中印若令牛 育成用配合飼料 ハイグロア-FF	13年11月	(14.0) 14.5	(1.5) 3.3	(10.0) 5.5	(10.0) 5.1	(0.60) 0.75	(0.40) 0.47											
茨城県鹿島郡 鹿島飼料株式会社 鹿 島工場	秋田市 昭産商事株式会社 秋田支店	ズルニ印配合飼料 ローゼ	13年12月	(15.0) 15.8	(1.5) 3.8	(14.0) 5.7	(10.0) 5.3	(0.35) 0.87	(0.30) 0.64											
茨城県鹿島郡 株式会社パフアイ ード 鹿島工場		あけぼの配合飼料 肉牛後期用 ズル チビーフ130	13年11月	(13.0) 13.8	(2.0) 3.4	(10.0) 4.3	(10.0) 5.1	(0.35) 0.72	(0.30) 0.67											
秋田市 北日本＜みあい 飼料株式会社 秋田工 場	秋田市 北日本＜みあ い飼料株式会社 秋 田工場	＜みあい配合飼料 比内地鶏仕上用	13年12月	(15.0) 15.9	(2.0) 4.4	(5.0) 3.4	(10.0) 5.6	(0.80) 0.98	(0.60) 0.71											
		＜みあい配合飼料 肉牛用「極」	13年12月	(12.0) 12.9	(2.0) 3.4	(9.0) 4.9	(9.0) 4.2	(0.30) 0.38	(0.40) 0.57											

上段()内数字は業者表示値

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は添加物の区分	飼料又は添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
青森県八戸市中部飼料(株)八戸工場	大曲市藤久商店	肉用牛用基礎飼料	エル中印肉用牛用基礎飼料ノボッツ	13年10月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
秋田市北日本くみあい飼料(株)秋田工場	湯沢市JAこまち湯沢 統括支所	成鶏飼育用配合飼料	エル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤーC17	13年10月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
群馬県高崎市(株)科学飼料研究所 高崎工場		肉用牛肥育用配合飼料	くみあい配合飼料 やまと70T	13年11月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
宮城県石巻市北日本くみあい飼料(株)石巻工場	矢島町JA秋田しのせいの矢島資材センター	肉牛繁殖・若令牛育成用配合飼料	くみあい配合飼料 母子兼用秋田牛新きすな	13年11月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
秋田市北日本くみあい飼料(株)秋田工場		肉用牛肥育用配合飼料	くみあい配合飼料 モーストロング727プレーク	13年10月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
青森県八戸市中部飼料(株)八戸工場	平鹿町北日本物産(株)	若令牛育成用配合飼料	エル中印若令牛育成用配合飼料 クロアープF	13年10月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
茨城県鹿嶋郡鹿島飼料(株)鹿島工場	秋田市昭産商事(株)秋田支店	若令牛育成用配合飼料	エル中印若令牛育成用配合飼料 ハイクロアープ	13年11月	有害重金属 - カドミウム、鉛	
		肉用牛肥育用配合飼料	エル二印配合飼料 ローゼ	13年12月	有害重金属 - カドミウム、鉛	

茨城県鹿島郡 株シヤバソングイ ード 鹿島工場	肉用牛肥育用 配合飼料	あけぼの配合飼料 肉牛後期用 7ル チビーク130	13年11月	有害重金属・カドミウム、鉛
-------------------------------	----------------	---------------------------------	--------	---------------

注1. 飼料の名称欄中「S」は、法第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要欄中、栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に試験結果を示し、備考欄に違反の内容を示す。違反が認められた場合にはその検査項目及び試験結果を示し、備考欄に違反の内容を示す。

公 報

十指の指(昭和三十四年法律第九十五号)第三十三條の第一項の規定による
 次の者から十指の指(昭和三十四年法律第九十五号)第三十三條の第一項の規定による
 条例二項の規定による「公報」。

平成十四年二月十九日

秋田県知事 伊 田 敏 英

- 一 大館市
 - (一) 昭和三十四年十一月五日
 - (二) 昭和三十四年十一月五日
- 二 鹿角市
 - (一) 昭和三十四年十一月五日
 - (二) 昭和三十四年十一月五日

公 報 規 則

秋田県公安委員会規則第2号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成14年2月19日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例(平成13年秋田県条例第73号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等の販売教示の開始の届出)

第2条 条例第6条第1項の規定による利用カード等の販売教示の開始の届出は、利用カード等販売教示開始届出書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第6条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用カード等の販売教示を業として行おうとする者(以下この条において「届出者」という。)の電話番号
 - (2) 利用カード等の販売教示する場所(以下「販売所」という。)の電話番号
 - (3) 利用カード等の販売教示の方法
 - (4) 自動販売機等により利用カード等の販売教示する場合にあっては、当該自動販売機等の形式、製造番号及び青少年利用防止措置
 - (5) 販売所における業務の実施を統括管理する者の氏名、住所及び電話番号
 - (6) 届出者が法人である場合にあっては、その代表者の住所及び電話番号
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 届出者が個人である場合にあっては、その住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)
 - (2) 届出者が法人である場合にあっては、その定款及び登記簿の謄本並びにその代表者に係る前号に掲げる書類
 - (3) 販売所における業務の実施を統括管理する者に係る第1号に掲げる書類
 - (4) 販売所の平面図及び販売所付近の見取図
- (利用カード等の販売教示の廃止の届出)
- 第3条 条例第6条第2項の規定による利用カード等の販売教示の廃止の届出は、利用カード等販売教示廃止届出書(様式第2号)によらなければならない。
- (利用カード等の販売教示の変更の届出)
- 第4条 条例第6条第2項の規定による届出事項の変更の届出は、利用カード等販売教示届出事項変更届出書(様式第3号)によらなければならない。

2 前項の届出書には、第2条第3項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(届出書の提出)

第5条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書は正副2通とし、販売所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。ただし、二以上の販売所に係る届出書を同時に提出する場合は、これらの販売所のいずれかの所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

2 前項ただし書の規定により届出書を提出する場合は、これらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同じ内容のものについては、1部をこれらの届出書のいずれかに添付すれば足りる。

(立入検査員証)

第6条 条例第12条第2項の証明書は、立入検査員証(様式第4号)によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(秋田県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則の廃止)

2 秋田県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成9年秋田県公安委員会規則第1号)は、廃止する。

様式第1号 利用カード等販売教示開始届出書(第2条関係)

(A4判)

利用カード等販売教示開始届出書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

住 所

届出者

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例第6条第1項の規定により、利用カード等の販売教示を開始したいので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

販 売 所	名 称			
	所 在 地			
	電 話 番 号			
販 売 教 示 の 形 態		対面方式・自動販売機等方式・その他()		
販 売 教 示 の 方 法		販売・頒布・贈与・交換・貸付・有償教示・無償教示・その他()		
自 動 販 売 機 等	形 式		製 造 番 号	
	青少年利用防止措置	監視人・その他()		
利 用 で き る テレホンクラブ等営業	名称又は呼称			
	所 在 地			
販 売 所 に お け る 業 務 の 実 施 を 統 括 管 理 す る 者	(ふりがな) 氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
法 人 の 代 表 者	住 所			
	電 話 番 号			

(注) 所定の欄に記載し得ないときは、別紙を用いてください。

様式第 2 号 利用カード等販売教示廃止届出書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

利用カード等販売教示廃止届出書

年 月 日

秋田県公安委員会 様

住 所

届出者

ふりがな
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の)
(所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、利用カード等の販売教示を廃止したので、届け出ます。

販 売 所 の 名 称	
販 売 所 の 所 在 地	
販 売 教 示 廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
販 売 教 示 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日

(注) 所定の欄に記載し得ないときは、別紙を用いてください。

様式第3号 利用カード等販売教示届出事項変更届出書(第4条関係)

(A4判)

利用カード等販売教示届出事項変更届出書					
年 月 日					
秋田県公安委員会 様					
住 所					
届出者					
ふりがな 氏 名					
(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)					
電話番号					
秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例第6条第2項の規定により、利用カード等の販売教示の届出事項を変更したので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。					
販売所の名称					
販売所の所在地					
変更年月日	年 月 日				
変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更前</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変更後		変更前	
変更後					
変更前					
変更の事由					
販売教示開始届出 年 月 日	年 月 日				

(注) 所定の欄に記載し得ないときは、別紙を用いてください。

様式第4号 立入検査員証(第6条関係)

表

第 号

立 入 検 査 員 証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例(平成13年秋田県条例第73号)第12条第2項に規定する立入検査を行う警察職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県公安委員会 印

寸法 縦5.5センチメートル
横8.5センチメートル

裏

秋田県性風俗関連特殊営業の青少年による利用の防止に関する条例抜粋

(報告及び立入検査)

第12条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード等販売教示業者に対し、当該業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は公安委員会が指定した警察職員に利用カード等販売所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に掲示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄